

登記名義人が死亡している又は転居している土地の登記簿がどの程度存在するかは分からないが、最後に所有権に関する登記がされた原因年から、かなりの年数が経過している登記簿は一定程度存在する。

【最後に所有権に関する登記がされた原因年別の登記簿の割合】



注) 国・都道府県・市町村名義の土地の除外、同一所有者の筆数の制限など一定の条件の下、集落毎に田・畑5～6割、山林・原野・雑種地3～4割、宅地1割程度の割合で、100サンプルずつ(4集落分)の登記簿を取得し分析

出典：平成26年度所有者不明化による国土の利用困難化に関する基礎的調査報告書(平成27年3月国土交通省国土政策局)を改変

相続に伴う手続は、土地に関するものだけでも、

- ・相続登記
- ・農業委員会等への農地法に基づく届出
- ・市町村の林務部局への森林法に基づく届出
(平成24年4月1日施行)
- ・農協、森林組合への組合員変更の届出

などがあるが、手続の実施は低位。

【届出の状況】

	必要な手続を一つもしなかった	必要な手続を一部した	必要な手続を全てした
農地	12.9%	76.6%	10.5%
森林	17.9%	76.0%	6.1%

注) 居住地とは異なる市町村に農地・森林を所有している2,121名を対象に、「不動産登記簿への登記、市町村や農業委員会への所有者変更の届出、森林組合・農協への組合員変更の届出、市町村資産税部局への相続人代表指定届出」について、届出の状況についてインターネットアンケートを実施(調査期間平成23年8月～9月)左記の森林法に基づく届出は、調査時点では施行前のため、届出の状況には含まれない

出典：平成23年度都市と農村の連係による持続可能な国土管理の推進に関する調査報告書(平成24年3月国土交通省国土政策局)